<table>
<tr><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>委　託　場　所</td><td colspan="4">枚方市田口5丁目1番1号地内</td></tr>
<tr><td>委　　託　　名</td><td colspan="4">穂谷川清掃工場焼却処理施設運転管理等業務委託</td></tr>
<tr><td>委託期限<br>及<br>所要日数</td><td colspan="2">平　成　32　年3　月　31　日</td><td>所　要　日　数</td><td>日</td></tr>
<tr><td>設　計　概　要</td><td colspan="4">穂谷川清掃工場第３プラント運転管理等業務委託　　一式(委託期間　5年)</td></tr>
<tr><td>設　計　金　額</td><td>金　　　　円也</td><td>内<br>訳</td><td colspan="2">委託料　　円<br>消費税　　円<br>合　計(千円未満切捨て)　　円</td></tr>
<tr><td colspan="5">枚　　　方　　　市</td></tr>
</table>

| 費　　用 | 委託種 | 単位 | 数量 | 金　　　額 | 摘　　　要 |
|---|---|---|---|---|---|
| 管理事務業務費 | | 式 | 1 | | 第1号（委託期間　5年） |
| 運転監視・保守点検業務費（炉稼動時） | | 式 | 1 | | 第2号（委託期間　5年） |
| 運転監視・保守点検業務費（炉停止時） | | 式 | 1 | | 第3号（委託期間　5年） |
| 直接人件費計 | | 式 | | | a |
| | | | | | |
| 直接物品費 | | 式 | 1 | | b |
| | | | | | |
| 業務管理費 | | 式 | 1 | | c |
| | | | | | |
| 技術経費 | | 式 | 1 | | d |
| | | | | | |
| 業務原価 | | 式 | 1 | | a+b+c+d　e |
| | | | | | |
| 一般管理費 | | 式 | 1 | | f |
| | | | | | |
| 業務価格 | | 式 | 1 | | e+f　g |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

枚　　方　　市

第　1　号

# 内　　訳　　書

大　要　管理事務業務費

金＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

| 名　　称 | 仕様 | 数　量 | 単位 | 単　価 | 金　額 | 備　　考 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 総括責任者 | | | 人 | | | |
| | | | | | | |
| | | | | 計 | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

第　２　号

# 内　　　訳　　　書

大　要　運転監視・保守点検業務費（炉稼動時）

金　　　　　　　　　　　　　　0 円

| 名　　　称 | 仕様 | 数　量 | 単位 | 単　価 | 金　額 | 備　　　考 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 班長（副責任者） | | | 人 | | | プラント運転期間の日勤（土日） |
| 技術員 | | | 人 | | | プラント運転期間の日勤（土日） |
| 作業員 | | | 人 | | | プラント運転期間の日勤（土日） |
| 班長（副責任者） | | | 人 | | | プラント運転期間の夜勤（割増なし） |
| 技術員 | | | 人 | | | プラント運転期間の夜勤（割増なし） |
| 作業員 | | | 人 | | | プラント運転期間の夜勤（割増なし） |
| 班長（副責任者） | | | 人 | | | プラント運転期間の夜勤（割増あり） |
| 技術員 | | | 人 | | | プラント運転期間の夜勤（割増あり） |
| 作業員 | | | 人 | | | プラント運転期間の夜勤（割増あり） |
| | | | | | | |
| | | | | 計 | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

第　３　号

# 内　　訳　　書

大　要　運転監視・保守点検業務費（炉停止時）

金　　　　　　　　　　0 円

| 名　　　称 | 仕様 | 数　量 | 単位 | 単　価 | 金　額 | 備　　　考 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 班長（副責任者） | | | 人 | | | プラント停止期間の日勤（平日） |
| 技術員 | | | 人 | | | プラント停止期間の日勤（平日） |
| 作業員 | | | 人 | | | プラント停止期間の日勤（平日） |
| 班長（副責任者） | | | 人 | | | プラント停止期間の日勤（土日及び年末年始） |
| 作業員 | | | 人 | | | プラント停止期間の日勤（土日及び年末年始） |
| 班長（副責任者） | | | 人 | | | プラント停止期間の夜勤（割増なし） |
| 作業員 | | | 人 | | | プラント停止期間の夜勤（割増なし） |
| 班長（副責任者） | | | 人 | | | プラント停止期間の夜勤（割増あり） |
| 作業員 | | | 人 | | | プラント停止期間の夜勤（割増あり） |
| | | | | | | |
| | | | | 計 | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

# 枚方市穂谷川清掃工場焼却処理施設運転管理等業務委託

# 一 般 仕 様 書

平成 26 年度

枚 方 市

## 第１章　一般事項

（目的）

第１条　本仕様書は、枚方市（以下「発注者」という。）が委託する穂谷川清掃工場ごみ焼却施設の運転及び維持管理業務（以下「委託業務」という。）について、受注者が当該業務を適切に実施することを目的として、必要な事項を定める。

（業務の範囲）

第２条　本委託業務の範囲は、特記仕様書に定める施設及び設備（契約期間中に改造される設備を含む。）の運転操作・監視・記録・日常的な保守点検・修繕等の運転維持管理業務のうち特記仕様書に定める委託業務時間において行う業務、及びそれらに付随する一切の業務とする。

（委託業務の履行）

第３条　受注者は、業務の公共的使命を十分に認識し、関係法令を遵守すること。

２　受注者は、契約書、本仕様書、特記仕様書及び「枚方市各施設の電気工作物等に関する保安規程」（以下「保安規程」という。）その他関係書類に基づき、効率的かつ経済的に委託業務を履行すること。

３　受注者は、委託業務の実施において、枚方市環境方針を遵守し、環境保全及び環境負荷の低減に努めること。

（施設の運転及び維持管理）

第４条　受注者は、施設の運転及び維持管理に当たって、環境関係法令及び特記仕様書に定める公害防止基準を遵守すること。

２　受注者は、枚方市ごみ処理計画に基づき、施設及び設備の機能を十分に発揮できるよう、効率的かつ経済的な運転を行うこと。

３　第１項及び前項に関して、発注者又は受注者が必要と認める場合は、すみやかに両者による協議を行う。

（安全の確保）

第５条　受注者は、労働安全衛生法及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他の関係法令に基づく作業主任者等を適正に配置し、作業上の安全確保と労働災害の防止に努め

ること。

（資格者の確保）

第６条　受注者は、特記事項に定める資格者を確保し、必要に応じて配置すること。

（協議）

第７条　本仕様書及び特記仕様書に明示されていない事項について疑義が生じた場合、発注者と受注者で協議を行う。 ただし、明示のない事項であっても、委託業務の履行上、当然必要となる事項については、良識ある判断に基づいて行うこと。

## 第２章　業務従事者

（業務従事者）

第８条　委託業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）は、受注者が直接雇用し、労働基準法に基づき受注者が定める就業規則の適用を受ける正規の常用雇用の被雇用者（以下「従業員」という。）をもって充てること。

２　業務従事者は、総括責任者、班長（副責任者）、技術員、作業員で構成し、班長（副責任者）及び技術員は、各班に１名以上配置すること。

３　総括責任者は、班長（副責任者）と兼任してはならない。

４　総括責任者、班長（副責任者）、技術員、作業員は、それぞれ特記仕様書に定める条件を満たしていなければならない。

（信用失墜行為の禁止）

第９条　受注者及び業務従事者は、契約が終了するまでの間、当該委託業務の信用を傷つけ、又は発注者の不名誉となる行為をしてはならない。

２　前項に関して、受注者は業務従事者の服装、言葉遣い、接遇等を指導･監督すること。

（守秘義務）

第 10 条　受注者及び業務従事者は、発注者の許可を得ることなく、委託業務上の秘密及び委託業務の遂行上知り得た秘密を公表又は第三者に漏らしてはならない。本契約の終了後、及び業務従事者が退職した後においても同様とする。

（労務管理）

第 11 条　受注者は、業務従事者に係る労務管理及び人事管理に関する一切の責任を負うものとする。

2　受注者は、労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、健康保険法、厚生年金保険法、雇用保険法等の労働関係法令を遵守し、適正に委託業務を履行すること。

3　受注者は、発注者が必要と認めるときは、次に掲げる書類を提出しなければならない。

（1）　労災保険、雇用保険の成立証明書

（2）　受注者の就業規則

4　受注者は、業務従事者の退職、休職、欠勤、争議行為等によって委託業務の履行に支障が生じないようにしなければならない。

（教育訓練等）

第 12 条　受注者は、業務従事者に対して、業務の公共的使命について十分認識させ、施設の適正かつ効率的な運転と維持管理を行うために、必要な知識、技能、安全衛生、防災等に関する研修、指導、教育、訓練等を行うこと。

2　受注者は、前項に関する研修を年 1 回以上実施し、実施後 30 日以内にその内容を発注者へ報告すること。

3　受注者は、発注者が平成 27 年 2 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの期間内に実施する教育訓練（設備取扱説明等）に、業務従事者全員を受注者の負担で参加させなければならない。但し、前年度と同一の受注者（業務従事者）が継続して業務を行う場合は、この限りではない。

4　3項の教育訓練期間内に夜間実習訓練及び夜間試運転実施訓練を行うこと。

5　発注者が必要と認める場合、受注者に対して、2項および3項に関する効果測定を実施することがある。

（総括責任者等の選任）

第 13 条　受注者は、契約締結後、すみやかに業務従事者の中から総括責任者・班長(副責任者)・技術員・作業員を選任し、その氏名・生年月日・住所・経歴（特記仕様書に定める必要な実務経験年数を確認できる範囲の職歴を含む。）・資格等を記載した選任届出書に、同届出書に記載された者が受注者に直接常時雇用されていることを証明する書類の写しを添付して、発注者へ提出すること。

2　前項により選任された総括責任者は、発注者の専任とする。

3　契約期間中において、受注者の都合による総括責任者・班長（副責任者）・技術員・作業員

の異動等の変更は認めない。ただし、病気等により長期にわたり職務の遂行が困難な場合については、特記仕様書に定めるとおりとする。なお、上記以外の理由により受注者が交代を申し出た場合については、発注者と受注者の協議を行う。

（総括責任者等の職務）

第 14 条　統括責任者は、次の各号に掲げる職務を行う。

（1）　委託業務の現場責任者として施設内に常駐し、班長（副責任者）、技術員及び作業員に対する指揮監督及び一切の事項を処理すること。

（2）　契約書、本仕様書、特記仕様書、その他関係書類により、委託業務の内容を十分に理解し、常に施設及び設備の状況を把握すること。

（3）　委託業務の履行に当たっては、発注者と週 1 回以上の定例の協議を行うなどして、十分な連絡をとること。

（4）　施設及び設備の機能を把握し、効率的かつ経済的な運転管理を行うこと。

（5）　業務マニュアルの作成・補完を行うこと。

（6）　班長（副責任者）、技術員及び作業員の現場研修等を実施して、その内容を発注者へ報告すること。

（7）　業務現場の安全衛生の確保及び火災・盗難の防止に努めること。

（8）　災害等の緊急時に、発注者に連絡をとって対処できる連絡体制を維持すること。

（9）　発注者が召集する会議に出席すること。

2　班長（副責任者）は、担当する班の指揮監督を行うとともに、総括責任者を補佐し、総括責任者が不在のときは、その職務を代行する。ただし、前項に掲げる（1）（3）（6）（9）の職務を代行する場合は、事前に発注者の承認を得なければならない。

## 第 3 章　業務要領

（委託業務取扱計画書）

第 15 条　受注者は、契約締結後、すみやかに施設及び設備の現地調査を実施し、特記仕様書に定める内容の委託業務取扱計画書及び同計画書の実施に係る運転操作等の手順・方法を定めた業務マニュアルを作成し、発注者の承認を得ること。ただし、発注者が委託業務取扱計画書又は業務マニュアルを変更する必要があると認めたときは、直ちにその内容を変更しなければならない。

2　受注者は、委託業務取扱計画書及び業務マニュアルに従って委託業務を履行すること。た

だし、設備の状況等に応じて業務マニュアルの内容を変更する必要がある場合は、すみやかに発注者に報告すること。

３　受注者は、委託業務取扱計画書又は業務マニュアルを変更しようとするときは、発注者の承認を得なければならない。

４　発注者は、受注者が委託業務取扱計画書及び業務マニュアルの作成にあたって、取扱説明書等の必要な書類を開示又は貸与する。

（運転操作）

第 16 条　受注者は、設備の機能等を十分理解し、委託業務取扱計画書及び業務マニュアルに沿って常に適正かつ効率的な運転操作を行うこと。

２　受注者は、委託業務時間中の運転状況等について、発注者に報告しなければならない。

３　発注者の実施する工事等によって、運転又は維持管理の方法に変更がある場合は、すみやかに発注者と受注者の協議を行う。

（保守点検）

第 17 条　受注者は、特記仕様書に基づいて保守点検（整備作業を含む。）を実施し、その内容を発注者に報告すること。

（修繕等）

第 18 条　受注者は、施設及び設備の故障、異常又は不具合の箇所を発見したときは、備付け工具、修繕用原材料等を用いて修繕し、その内容を発注者に報告すること。ただし、事故につながるおそれのある故障等又は設備の改修が必要な故障等を発見したときは、直ちに発注者に連絡し、指示を受けなければならない。

２　受注者は、受注者及び受注者の従業員の故意又は過失により施設、設備、その他建築物等の故障、破損又は事故を発生させた場合、又は発注者及び第三者に損害を与えた場合は、直ちに発注者へ報告し、受注者の責任においてすみやかに復旧するとともに、生じた損害を賠償しなければならない。

（緊急時の対応）

第 19 条　受注者は、地震・台風・風水害等の災害及び火災・爆発・公害の発生（以下「緊急事態の発生」という。）に備えて、業務従事者を非常招集できる体制を確立しておかなければならない。

２　受注者は、緊急事態の発生又はその予兆のある時は、予め定めた緊急時配備計画に基

づいて、直ちに業務従事者を所定の場所に配置して、適正な措置を講じるとともに、すみやかに発注者へ報告すること。

3　受注者は、施設の火災報知機及び排水処理設備の警報が作動した時には、直ちに警報発生箇所を確認すること。火災を発見した場合は、初期消火活動にあたるとともに、直ちに発注者及び消防署へ連絡すること。

4　受注者は、緊急事態の発生において実施した対応措置の内容について、発注者に文書で報告すること。

5　受注者は、委託業務時間内において、積雪等によりごみ搬入路（スロープ及びごみピット前）の車両の通行が困難となる場合、その除去作業を行うこと。

6　受注者は、光化学スモッグの発令（注意報以上に限る。）通報を受信した場合は、直ちに発注者に連絡し、その指示を受けること。

（提出書類）

第 20 条　受注者は、契約締結後すみやかに、次の各号に掲げる書類を提出すること。

（1）　着手届

（2）　委託業務取扱計画書

（3）　総括責任者選任届出書

（4）　班長等選任届出書

（5）　業務従事者名簿（役職、担当、氏名、生年月日、住所、電話番号等を記入したもの。）

（6）　業務従事者の経歴書

（7）　資格取得者名簿（特記事項に定める資格の取得を証明する書類等の写しを添付したもの。）

（8）　資格責任者配置届

（9）　安全衛生管理組織図

（10）　緊急時連絡体制表（第 19 条第 2 項に定める緊急時配備計画を含む。）

（11）　その他発注者が指定する書類

2　受注者が前項に掲げる書類の記載事項を変更する場合、すみやかに発注者に報告し、必要な書類等を提出しなければならない。

（書類等の整備）

第 21 条　受注者は、次の各号に掲げる書類等を現場事務所に常備しておくこと。

（1）　契約書の写し

（2）　本仕様書及び特記仕様書

（3） 委託業務取扱計画書

（4） 業務マニュアル

（5） 第 16 条第 2 項に定める報告（業務日誌）の写し

（6） 第 17 条に定める報告（日常巡視点検記録）の写し

（7） 第 18 条に定める報告（修繕報告書）の写し

（8） 安全衛生管理組織図

（9） 緊急時連絡体制表（第 19 条第 2 項に定める緊急時配備計画を含む。）

（10） その他必要な書類

（業務従事者の服務）

第 22 条　受注者は、発注者の職員と明確に区別できる統一した清潔な作業服、作業上義務づけられた安全用具、ヘルメット、安全靴などを業務従事者に着用させなければならない。

2　業務従事者の作業服は、社章・氏名を作業に支障のない方法で表示したものとすること。

3　受注者は、中央制御室の所定の場所に当日勤務する業務従事者の氏名を掲示すること。

4　業務従事者以外の従業員が施設に入場するときは、受注者の従業員であることが識別できるよう、社名及び氏名を明示した名札等を着用すること。

5　施設においては、発注者が指定した喫煙場所以外で喫煙してはならない。

（業務の引継ぎ及び報告）

第23条　特記仕様書に定める時間帯に発注者と受注者による業務引継ぎ（以下「業務引継ぎ」という。）を行う。

2　業務引継ぎでは、口頭による連絡以外に、連絡書、業務日誌、日常巡視点検記録、修繕報告書等に必要事項を記入して報告すること。

3　発注者及び受注者は、業務引継ぎの際に、緊急時連絡体制等について確認すること。

4　総括責任者、班長(副責任者)、技術員及び作業員は、業務引継ぎに出席すること。委託業務時間内に班長(副責任者)、技術員、作業員が交替する場合は、受注者の責任で業務引継ぎの内容を確実に伝達すること。

5　総括責任者が業務引継ぎに欠席した場合、班長（副責任者）は、その内容をすみやかに総括責任者に報告すること。

## 第 4 章　管理･費用の範囲

（支給する物件）

第 24 条　発注者は、委託業務の履行に必要な範囲において、次の各号に掲げる物件を受注者に支給する。

（1）　電気、ガス、水道等の光熱水類

（2）　重油、ガス等の燃料類

（3）　排ガス、飛灰、排水等の処理に係る薬品類

（4）　オイル、グリース等の油脂類

（5）　修繕用の原材料及び塗料

（6）　鋼材、交換部品等の消耗品

（7）　掃除用具、ウェス等の清掃用品

（8）　記録紙、インク等の記録計用消耗品

（9）　その他発注者が必要と認めたもの

2　受注者は、前項に定める物件のうち、（3）（4）（5）（6）（8）については、その使用状況等を報告し、不足の生じることのないよう発注者に発注依頼を行うこと。

（貸与する物件）

第 25 条　発注者は、委託業務の履行に必要な範囲において、次の各号に掲げる物件を受注者に貸与する。

（1）　施設内電話設備

（2）　保守点検用具

（3）　備付け工具類

（4）　工作用機械

（5）　完成図書（機器取扱説明書、施設及び設備に関する図面、配置図、系統図等）

（6）　保安規程

（7）　消火器等の消防設備

（8）　その他発注者が必要と認めたもの

2　受注者は、前項に定める物件のうち、発注者が必要と認めるものについては、その使用状況等を報告しなければならない。

3　受注者は、前項に定める物件の整理整頓に努め、故意又は過失により紛失、破損、汚損等したときは、受注者の責任において補充又は現状復旧しなければならない。

（事務所等の使用）

第 26 条　発注者は、委託業務の履行に必要な範囲において、施設内の次の各号に掲げる設備の使用を受注者に許可する。

（1）　事務室（発注者が指定するものに限る。）

（2）　更衣室（発注者が指定するものに限る。）

（3）　会議室

（4）　休憩室（発注者が指定するものに限る。）

（5）　浴場、トイレ、洗濯場

（6）　駐車場及び駐輪場（発注者が指定する箇所に限る。）

（7）　その他必要な設備

2　前項第 1 号及び第 2 号の施錠及び開錠は受注者が行う。鍵は発注者と受注者で 1 個ずつ保管する。

3　受注者は、前項に定める設備の整理整頓に努め、故意又は過失により破損、汚損等したときは、受注者の責任において現状復旧しなければならない。

（受注者の費用負担）

第 27 条　受注者が負担する費用及び物件は、次の各号に掲げるとおりとする。

（1）　業務従事者の給与、手当、福利厚生費等の人件費

（2）　業務従事者に支給する作業服、作業靴（安全靴を含む。）、ヘルメット、防塵・防毒マスク等の安全用具類の物件費

（3）　業務従事者の使用する生活用具類（洗濯機、冷蔵庫、ロッカー、下足箱等）の物件費

（4）　業務に必要な外線電話の設備及び維持費（ただし、第 19 条に定める緊急事態の発生時における発注者及び消防、警察等の関係機関との連絡については、施設の電話を使用できることとする。）

（5）　パソコン、コピー機、印刷機、FAXなど、業務に必要な事務用備品の設備及び維持費

（6）　業務に必要な事務用消耗品、通信運搬費、什器

（7）　業務従事者の浴室及び洗濯等に使用する石鹸、洗剤類

（8）　発注者が支給又は貸与する物件以外で、業務に必要な費用

## 第５章　その他

（モニタリングの実施について）

第28条　委託総合評価一般競争入札においては、契約締結後における提案内容の履行確認として、モニタリングを実施する。

（1）　定例会議の開催

①　受注者は、仕様書遵守状況、業務進捗状況及び業務提案書提案事項の運用状況（業務従事者の採用状況を含む。）等について確認するために発注者が開催する定例会議に出席しなければならない。

②　上記①に定める定例会議は、原則、月１回開催するものとする。ただし、発注者又は受注者において特に必要があると認めるときは、臨時に定例会議を開催することができる。

③　上記②に定める定例会議を開催したときは、受注者においてその会議内容を議事録として記録し、発注者はその内容を確認するものとする。

（2）　業務提案事項実施状況に対する評価の実施

①　受注者は、契約期間中における各年度末において、業務提案書における各提案事項の実施状況について一年度間の自己評価を行い、発注者に提出しなければならない。

②　発注者は、受注者による一年度間の業務提案書における各提案事項の実施状況について評価を行い、通知するものとする。なお、当該通知において業務改善等の指摘等があるときは、受注者はすみやかに対処しなければならない。

（契約終了に伴う措置）

第29条　受注者は、委託業務に係る契約が終了したときは、新たな受注者が委託業務を円滑に行えるよう、確実に引継ぎを行わなければならない。

２　受注者は、発注者が必要と認める期間内において、新たな受注者の教育訓練に対して、委託業務に支障のない範囲で協力しなければならない。

# 枚方市穂谷川清掃工場焼却処理施設運転管理等業務委託

## 特 記 仕 様 書

平成 26 年度

枚 方 市

## 第１章　業務の概要

（業務の概要）

第１条　業務の概要は、次のとおりである。

（1）　業務の名称　　枚方市穂谷川清掃工場焼却処理施設運転管理等業務委託

（2）　委託場所　　　枚方市田口５丁目１番１号地内

（3）　委託期間　　　契約締結日から平成 32 年３月 31 日まで

（4）　業務期間　　　平成 27 年４月１日から平成 32 年３月 31 日まで

（5）　施設及び設備の概要　　　別紙1のとおり

（委託業務時間）

第２条　一般仕様書第２条に規定する委託業務時間は次のとおりとする。

（1）　焼却施設の稼働期間（焼却施設の立上げ日の前日を含む。）

①　月曜日から金曜日（祝日を含む。）　当日の 16 時 45 分から翌日の９時 15 分

②　土曜日及び日曜日　　　　　　　　当日の９時 15 分から翌日の９時 15 分

ただし、総括責任者の業務時間は、平日（祝日を除く。）の８時 45 分から 17 時 15 分とする。また、班長（副責任者）は、委託業務時間内に常時配置すること。

（2）　焼却施設の停止期間

月曜日から日曜日　　当日の９時 15 分から翌日の９時 15 分

ただし、総括責任者の業務時間は、月曜日から金曜日（祝日を除く。）の9時15分から17時 45 分とする。また、班長（副責任者）は、前号の委託業務時間内に常時配置すること。

停止期間中の委託業務については、第 17 条のとおりとする。

（3）　年末年始（12 月 31 日から翌年１月３日の期間）

焼却施設を停止している場合は、前号のとおりとする。焼却施設を稼働する場合は、前号の委託業務時間をふまえて、発注者と受注者の協議により決定する。

（公害防止基準）

第３条　一般仕様書第４条第１項に規定する公害防止基準は、別紙2のとおりとする。

（資格者の配置）

第４条　一般仕様書第６条に規定する資格者は、次の各号に掲げるものとする。

（1）　廃棄物処理施設技術管理者

（2）　電気工事士（第１種）

（3）　ボイラー技士（2 級以上）

（4）　クレーン取扱業務等特別教育修了者

（5）　危険物取扱主任者（甲種又は乙種第４類）

（6）　酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了者

（7）　特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習修了者

（8）　ダイオキシン類作業従事者特別教育修了者

（9）　アーク溶接特別講習修了者

（10）　ガス溶接技能講習修了者

（11）　その他業務の履行上必要のある法定資格者

2　前項に掲げる各資格については、複合資格者を認める。なお、(3)(4)(5)(6)(7)の資格者については、各班に１名以上配置、その他の資格者については必要な人数を配置すること。

（総括責任者の条件）

第５条　一般仕様書第８条に規定する総括責任者は、発電設備（ボイラー・タービン）を有する連続ストーカー式ごみ焼却施設（処理能力 200t／日以上）のごみ焼却プラント運転管理の受託業務（官公庁又は一部事務組合からの全部委託を元請受託したものに限る。）において、５年以上の実務経験を有する者で、かつ業務責任者として通算１年以上の勤務実績を有する者でなければならない。

（班長（副責任者）の条件）

第６条　一般仕様書第８条に規定する班長（副責任者）は、ごみ処理施設の運転・監視・保守点検等に必要な技術力及び判断力を有し、かつ発電設備（ボイラー・タービン）を有する連続ストーカー式ごみ焼却施設（処理能力 200t／日以上）のごみ焼却プラント運転管理業務において、５年以上の実務経験を有する者でなければならない。なお、受注者が班長以外に副責任者を置く場合も同様とする。

（技術員の条件）

第７条　一般仕様書第８条に規定する技術員は、ごみ処理施設の運転・監視・保守点検等に必要な技術力及び判断力を有し、かつ発電設備（ボイラー・タービン）を有する連続ストーカー式ごみ焼却施設（処理能力200t／日以上）のごみ焼却プラント運転管理業務において、３年以上の実務経験を有する者でなければならない。

（作業員の条件）

第８条　一般仕様書第８条に規定する作業員は、ごみ処理施設の運転・監視・保守点検等において、班長又は技術員の指示に従って作業を行う能力を有し、かつ発電設備（ボイラー・タービン）を有するごみ焼却施設のごみ焼却プラント運転管理業務において、半年以上の実務経験を有する者でなければならない。

（業務従事者に対する措置要求）

第９条　発注者は、業務従事者が委託業務に不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由と対処について、書面による報告を求めることができる。

２　受注者は、前項の規定による報告を求められたときは、その日から起算して10日以内に発注者に報告しなければならない。

（業務従事者の交替）

第10条　前条又は一般仕様書第13条第３項の規定により、受注者が業務従事者を交替するときは、原則として交替の20日前までに一般仕様書に定める業務従事者名簿、資格取得者名簿（資格の取得を証明する書類等の写しを添付したもの）、及び経歴書を提出し、発注者の承認を受けること。なお、業務従事者の交替によって業務に支障のないよう、受注者の責任で十分な教育訓練を行うこと。

２　前項に定める発注者の承認後に、受注者はすみやかに一般仕様書第13条に規定する選任届出書を提出すること。

## 第 2 章　業務の内容

（委託業務の内容）

第 11 条　委託業務の内容は、概ね次の各号に掲げるとおりとする。

（1）　設備の運転操作（炉の立上げ・立下げ作業を含む。）及び監視

（2）　設備の巡視及び保守点検（整備作業を含む。）

（3）　施設内の保安、防火、清掃、環境整備

（4）　業務日誌、点検記録簿等の記録及び報告

（5）　施設及び設備の点検、整備、修繕及び報告

（6）　地震、火災、台風重大事故等の緊急事態時における人員確保と配置

（7）　発注者が支給又は貸与する物件の管理

（8）　前各号に関連する業務

2　委託業務は、適切な応援体制をとるなどして、業務に必要な人数を確保して行うこと。

3　発注者から施設の停止等の連絡があった場合、受注者はすみやかにその体制をとること。

（委託業務取扱計画書）

第 12 条　一般仕様書第 15 条に規定する委託業務取扱計画書の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

（1）　委託業務の実施に関する基本方針

（2）　前条の各業務の実施に関する方針

（3）　保守点検項目一覧表

（4）　業務従事者の勤務計画表

（5）　委託業務における受注者の関連部署担当者の氏名及び連絡先の一覧表

（6）　その他必要とする事項

2　委託業務取扱計画書及び業務マニュアルは、発注者が 2 部、受注者が 1 部保有するものとする。

（運転の条件）

第 13 条　焼却炉の運転の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

（1）　ごみクレーンは手動で操作（ごみ質及びごみの滞貨状況に応じて自動運転とする。自動運転中であっても、常時運転監視を行うこと）し、効率的な燃焼管理を行うこと。

（2）　排出ガスのCO濃度を 100ppm未満に抑制すること。

（3） 燃焼ガス温度は 800℃以上 900℃以下とすること。
（4） 運転中は、中央制御室に 1 名以上常駐し、目視による監視を行うこと。
2 焼却炉運転中の巡視点検
（1） 受注者は、第 2 条第 1 号①に掲げる勤務においては 4 回以上、同号②に掲げる勤務においては 7 回以上の巡視点検を行い、発注者の定める日常巡視点検記録簿に記録すること。
（2） 前号の巡視点検は複数人で行い、目視、聴覚、臭覚、触手により、設備の故障、異常又は不具合の早期発見に努めること。
3 受注者は、休暇をとる業務従事者を除いて、第 1 項のクレーン手動運転（自動運転時は、常時運転監視）と中央制御室の監視及び前項の巡視点検を同時に行うことが可能な運転人員体制を確保すること。
4 焼却炉の立上げ及び立ち下げ時作業については、次の各号に掲げるとおりとする。
（1） 立上げ作業
① 立上げガイダンスに基づき、昇温・昇圧曲線に注意し、各操作を行うこと。
② 作業中は現場の巡視を行い、バーナー等の各装置の作動状態を確認すること。
③ 温度、圧力等の状況を確認すること。
④ 発注者と協議して、状況に応じた操作を行うこと。

（2） 立下げ作業
① 立下げガイダンスに基づき、降温・降圧曲線に注意し、各操作を行うこと。
② 作業中は現場の巡視を行い、バーナー降温制御時は、バーナー等の各装置の作動状態を確認すること。
③ 発注者と協議して、状況に応じた操作を行うこと。

（保守点検）
第 14 条 一般仕様書第 17 条に規定する保守点検は、別紙3のとおりとする。

（修繕報告書の提出）
第 15 条 一般仕様書第 18 条に規定する報告には、次の各号に掲げる内容を記載すること。なお、故障、異常又は不具合を発見して修繕しなかった場合についても、報告書を提出すること。
（1） 故障、異常又は不具合の発生箇所
（2） 発見した時間
（3） 発見者

（4） 故障、異常又は不具合の状況（設備の破損を伴う故障等の場合は、写真等で記録しておくこと。）
（5） 処置した内容（一般仕様書第 18 条による発注者への連絡内容を含む。修繕等を行わなかった場合は、その理由も記載すること。）
（6） 処置後の経過
（7） その他必要な事項

（業務引継ぎ）
第 16 条　一般仕様書第 23 条に規定する業務引継ぎは、第 2 条に定める期間の月曜日から金曜日（祝日を含む。）の次の時間帯に行うものとする。
（1）焼却施設の稼働時間
① 8 時 45 分から 9 時 15 分まで
② 16 時 45 分から 17 時 15 分まで
2　受注者は、前項の業務引継ぎが終了した後の委託業務時間内において、業務上必要な事務・研修・清掃等を行うこと。

（施設の停止期間中の業務）
第 17 条　受注者は、定期補修工事等で焼却施設を停止している期間の主な委託業務は、以下のとおりとする。なお、業務引継ぎ等により連絡が必要な場合は、一般仕様書第 23 条に規定するとおりとし、引継ぎ時間帯等は協議して決定する。
（１） 月曜日から金曜日（祝日を除く。）の当日 9 時 15 分から当日 17 時 45 分の間は、以下に掲げる設備の整備清掃点検作業を行う。作業の詳細については、停止期間に入る前に、発注者と受注者が協議して決定する。
① 受入供給設備
② 燃焼設備
③ 燃焼ガス冷却設備
④ 排ガス処理設備
⑤ 通風設備
⑥ 灰出設備
⑦ 汚泥固化処理設
⑧ 排水処理設備
⑨ その他協議による設備

（２）（１）以外の時間帯（月曜日から金曜日の祝日の 9 時 15 分から 17 時 45 分を除く。）
は、複数人で以下に掲げる業務を行う。

① 中央制御室における監視及び警報への対応（外部連絡を含む。）

② 設備の巡視及び保守点検（整備作業を含む。）

③ 施設内の保安、防火

④ 清掃点検整備作業の準備

⑤ その他協議による業務

（早朝・夜間及び発注者の休業日の施設管理）

第 18 条　受注者は、発注者が別途委託する清掃・害虫駆除・点検業者等の業務に際しては、その業務を円滑に行えるよう協力すること。

２　受注者は、焼却残渣等の搬出に際しては、発注者が別途委託する搬送業者がその業務を安全かつ円滑に行えるよう協力すること。

３　臨時に事業系ごみ又は他市からの搬入ごみがある場合、発注者は、事前に受注者に連絡して協議を行い、受入を行う。

（保安）

第 19 条　受注者は、発注者が別途委託する警備担当者と協力して、施設における火災、盗難、破壊及び侵入者の防止に努めなければならない。また、敷地内の他施設で火災等が発生した場合、運転管理等業務に支障の無い範囲で消火活動等に協力すること。

２　受注者は、委託業務時間内に、前項の警備担当者から施設における火災、盗難、破壊及び侵入者について連絡を受けた場合は、すみやかに対応するとともに、発注者へ連絡すること。

３　受注者は、穂谷川清掃工場の門の開閉については、第 1 項の警備担当者と協力して適切に行うこと。

（清掃等）

第 20 条　受注者は、施設内の清掃、用具等の整理整頓によって、安全で清潔な施設環境の維持に努めるとともに、施設周辺の美化に配慮しなければならない。

２　受注者は、業務従事者がダイオキシン類に曝露するおそれのある作業を行ったときは、業務に支障のない範囲で作業着の洗濯、シャワー等の使用その他の適切な措置を講じなければならない。この場合、洗濯機等の管理、浴室等の清掃、火元の確認は受注者の責任で行うこと。

別紙1　(第1条関係)

## ◇ 施設及び設備の概要

| | |
|---|---|
| 施設名称 | 穂谷川清掃工場焼却施設第3プラント |
| 公称能力 | 200t／24h×1基 |
| 焼却炉形式 | 全連続式焼却炉 |
| 建築構造 | 鉄筋コンクリート造、地上5階地下1階 |
| 延床面積 | 6,960㎡ |

主要設備

【受入供給設備】

| | |
|---|---|
| ① ごみ投入扉 | 4基 |
| ② ごみピット | 3,000㎥ |
| ③ ごみクレーン(半自動式) | 2基 |
| ④ 脱臭装置 | 1基 |
| ⑤ 消臭剤噴霧装置 | 1式 |
| ⑥ その他付帯設備 | 1式 |

【燃焼設備】

| | |
|---|---|
| ① 燃焼制御装置 | 1式 |
| ② スタートバーナー | 1基 |
| ③ その他付帯設備 | 1式 |

【燃焼ガス冷却設備】

| | |
|---|---|
| ① 2胴式自然循環型廃熱ボイラー(蒸発量24.9t) | 1基 |
| ② その他付帯設備装置 | 1式 |

【排ガス処理設備】

| | |
|---|---|
| ① 電気集じん器 | 1基 |
| ② 湿式洗煙装置 | 1基 |
| ③ 脱硝装置 | 1基 |
| ④ 減温装置 | 1基 |
| ⑤ その他付帯設備 | 1式 |

【通風設備】

| | |
|---|---|
| ① 押込送風機 | 1基 |

② 二次空気送風機 1基
③ 空冷壁送風機 1基
④ 誘引送風機 1基
⑤ 蒸気式空気予熱器 1基
⑥ 煙突(80m) 1基
⑦ その他付帯設備 1式

【灰出設備】

① 湿式灰冷却装置(フライトコンベア式) 1基
② 振動コンベア 1基
③ 灰コンベア 1基
④ 灰ピット(167 ㎥) 1基
⑤ 灰クレーン 1基
⑥ その他付帯設備 1式

【汚泥固化処理設備】

① 第2 汚泥脱水機設備 1式
② 飛灰処理設備 1式
③ その他付帯設備 1式

【発電設備及び復水設備】

① 復水形蒸気タービン及び発電機(1500kW) 1基
② 低圧蒸気コンデンサ(14t/h) 1基
③ 高圧蒸気コンデンサ(12.5t/h) 1基
④ その他付帯設備 1式

【排水処理設備】

① 洗煙排水処理設備 1式
(水銀除去装置+凝集沈殿+キレート吸着)
② 工場排水処理設備 1式
(凝集沈殿+砂ろ過+キレート吸着+活性炭)
③ その他付帯設備 1式

【電気設備】

① 受変電設備及び操作盤 1式
② 非常用発電設備(240kW) 1基
③ その他付帯設備 1式

【その他】

① 揚水設備 2基

② 計装設備（圧縮機関係を含む。） 1式

③ 補助ボイラー設備（給湯・暖房） 1式

別紙2（第3条関係）

## ◇公害防止基準

1．排ガス

次に掲げる基準値を遵守すること。

| 項　目 | 基準値 |
|---|---|
| ばいじん | 0.03g／N㎥以下 |
| 塩化水素 | 20ppm 以下 |
| 硫黄酸化物 | 20ppm 以下 |
| 窒素酸化物 | 100ppm 以下 |
| ダイオキシン類 | 1ng -TEQ／N㎥ |
| 水銀 | 5.1mg／N㎥ |
| 白煙 | 外気温 5℃以上の状態で、煙突から白煙を出さないこと。 |

備考：乾き排出ガス $O_2$12%換算値

2．排水

次に掲げる「下水道法」及び「枚方市下水道条例」に基づく排除基準値を遵守すること。

| 項　目 | 基準値 |
|---|---|
| カドミウム及びその化合物 | 0.003 mg／L 以下 |
| シアン化合物 | 検出されないこと |
| 有機燐化合物 | 検出されないこと |
| 鉛及びその化合物 | 0.01 mg／L 以下 |
| 6 価クロム化合物 | 0.05 mg／L 以下 |
| 砒素及びその化合物 | 0.01 mg／L 以下 |
| 水銀及びアルキル水銀、その他の水銀化合物 | 0.0005 mg／L 以下 |
| アルキル水銀 | 検出されないこと |
| ポリ塩化ビフェニル | 検出されないこと |
| トリクロロエチレン | 0.03 mg／L 以下 |
| テトラクロロエチレン | 0.01 mg／L 以下 |
| ジクロロメタン | 0.02 mg／L 以下 |

| 四塩化炭素 | | 0.002 mg／L 以下 |
|---|---|---|
| 1，2－ジクロロエタン | | 0.004 mg／L 以下 |
| 1，1－ジクロロエタン | | 0.02 mg／L 以下 |
| シス－1，2－ジクロロエチレン | | 0.04 mg／L 以下 |
| 1，1，1－トリクロロエタン | | 1 mg／L 以下 |
| 1，1，2－トリクロロエタン | | 0.006 mg／L 以下 |
| 1，3－ジクロロプロペン | | 0.002 mg／L 以下 |
| チウラム | | 0.006 mg／L 以下 |
| シマジン | | 0.003 mg／L 以下 |
| チオベンカルブ | | 0.02 mg／L 以下 |
| ベンゼン | | 0.01 mg／L 以下 |
| セレン及びその化合物 | | 0.01 mg／L 以下 |
| ダイオキシン類 | | 10pg-TEQ／L |
| 水素イオン濃度（pH） | | 5 以上 9 以下 |
| 生物化学的酸素要求量（BOD） | | 600 mg／L 以下 |
| 浮遊物質量（SS） | | 600 mg／L 以下 |
| n－ヘキサン抽出物質含有量 | 鉱油類含有量 | 2 mg／L 以下 |
| | 動植物油脂類含有量 | 10 mg／L 以下 |
| フェノール類 | | 1 mg／L 以下 |
| 銅及びその化合物 | | 3 mg／L 以下 |
| 亜鉛及びその化合物 | | 2 mg／L 以下 |
| 鉄及びその化合物（溶解性） | | 10 mg／L 以下 |
| マンガン及びその化合物（溶解性） | | 10 mg／L 以下 |
| クロム及びその化合物 | | 2 mg／L 以下 |
| ふっ素及びその化合物 | | 0.8 mg／L 以下 |
| ほう素及びその化合物 | | 1 mg／L 以下 |
| 窒素含有量 | | 240 mg／L 以下 |
| 燐含有量 | | 32 mg／L 以下 |
| 温度 | | 45℃以下 |
| アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素 | | 12.5 mg／L 以下 |
| ヨウ素消費量 | | 220 mg／L 以下 |

３．焼却残渣等（ばいじん、焼却灰、残渣、汚泥等）

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「ダイオキシン類対策特別措置法」及び大阪府広域臨海環境整備センター処分場の受入基準に適合し、次に掲げる基準値を遵守すること。

| 項　目 | 基準値 |
|---|---|
| アルキル水銀化合物 | 検出されないこと |
| 水銀又はその化合物 | 0.005mg／L 以下 |
| カドミウム又はその化合物 | 0.1 mg／L 以下 |
| 鉛又はその化合物 | 0.3 mg／L 以下 |
| 六価クロム化合物 | 0.5 mg／L 以下 |
| 砒素又はその化合物 | 0.3 mg／L 以下 |
| セレン又はその化合物 | 0.3 mg／L 以下 |
| 有機燐化合物 | 1.0 mg／L 以下 |
| シアン化合物 | 1.0 mg／L 以下 |
| PCB | 0.003 mg／L 以下 |
| トリクロロエチレン | 0.3 mg／L 以下 |
| テトラクロロエチレン | 0.1 mg／L 以下 |
| ジクロロメタン | 0.2 mg／L 以下 |
| 四塩化炭素 | 0.02 mg／L 以下 |
| 1，2ージクロロエタン | 0.04 mg／L 以下 |
| 1，1ージクロロエチレン | 1.0 mg／L 以下 |
| シスー1，2ージクロロエチレン | 0.4 mg／L 以下 |
| 1，1，1ートリクロロエタン | 3 mg／L 以下 |
| 1，1，2ートリクロロエタン | 0.06 mg／L 以下 |
| 1，3ージクロロプロペン | 0.02 mg／L 以下 |
| チウラム | 0.06 mg／L 以下 |
| シマジン | 0.03 mg／L 以下 |
| チオベンカルブ | 0.2 mg／L 以下 |
| ベンゼン | 0.1 mg／L 以下 |
| 1，4ージオキサン | 0.5mg／L 以下 |
| ダイオキシン類（※1） | 3 ng-TEQ／DRYg 以下 |

（※1）　集じん機によって集められたばいじん等については、薬剤処理設備を用いて十分な量の薬剤と均質に練り混ぜ、重金属が溶出しないよう化学的に安定した状態にする方法処分を行う限り、上記の基準を適用しない。

4. 騒音

次に掲げる基準値を遵守すること。

| 時間帯 | 基準値（敷地境界線上） |
| --- | --- |
| 朝（6 時～8 時） | 45dB 以下 |
| 昼（8 時～18 時） | 50dB 以下 |
| 夕（18 時～21 時） | 45dB 以下 |
| 夜（21 時～翌 6 時） | 40dB 以下 |

5. 振動

次に掲げる基準値を遵守すること。

| 時間帯 | 基準値 |
| --- | --- |
| 昼間（6 時～21 時） | 60dB 以下 |
| 夜間（21 時～翌 6 時） | 55dB 以下 |

別紙3 （第14条関係）

# ◇保守点検の詳細

（1） 日常の巡視及び点検（各設備に共通する事項）

① ごみ及びダストの詰まり等の有無の確認

② 異常な音・振動・臭気の有無の確認

③ 各部の温度・圧力の確認

④ 冷却水及び潤滑油の量、温度、汚れ等の確認

⑤ 設備及び配管からの油・蒸気・ガスその他の漏洩の確認

⑥ ベルト、チェーン及びコンベア類の張りの確認

⑦ 各計器の指示、作動の確認

⑧ ボルト・ナット類の不良、ゆるみの確認

⑨ 各部の変形の有無の確認

⑩ ドレン抜き状況及びスチームトラップ作動状況の確認

⑪ 各槽のレベル等の確認

⑫ 警報等の表示ランプの点灯の確認

⑬ チャート紙、ペン等の作動確認及び補充・交換

⑭ 配管類の腐食の確認

⑮ 制御室での計器、モニター等による点検及び監視

（2） 日常の整備（各設備に共通する事項）

① ごみ及びダストの詰まり等の除去

② 駆動部、オイルタンク、軸受等への注油及び油脂類の補給・交換

③ 油・蒸気・ガスその他の漏洩箇所の増し締め、又はパッキン、シール等の交換

④ ベルト、チェーン等の調整及び交換

⑤ コンベア類の張りの調整

⑥ リミットスイッチの調整及び交換

⑦ 冷却水量等の調整

⑧ 必要個所のドレン抜き

⑨ ボルト・ナット類の交換又は増し締め

⑩ 圧力、温度、PH計等の調整、整備

⑪ さび落とし、塗装

⑫ チャート紙、ペン、表示ランプ類の交換・補充

⑬　電球の交換（高所作業車等を必要とするものを除く。）

⑭　薬品類の補充

⑮　設備及びその周辺の清掃

⑯　フィルター、ストレーナー、ノズル類の清掃及び交換

2,025 3,500 3,500 1,700 2,010 3,290 5,000 7,000 4,000 4,500 5,500 4,000 5,000 4,250 5,500 4,250
生活汚水槽
便所点検ピット
ごみピット
ごみ汚水槽
吹抜
機器冷却水槽
プラント排水槽
プラント排水移送ポンプ
ボイラ用受水槽
プラント用受水槽
プラント排水槽
ごみ汚水中間ポンプ（１）（２）
プラント排水移送ポンプ１－（１）１－（２）
プラント排水槽
ＥＶピット
プラント排水移送ポンプ３
混練機
汚泥固化室
灰ピット
灰沈澱槽
便所点検ピット
流量調整槽
汚泥槽
濾液槽
上澄液槽
排水槽
7,000 7,000 5,000 7,000 3,100 2,500 8,400 6,000 7,250 5,500 4,250
4 5 6 7 8 8` 9 11 11` 13 14 15
H G F E D C B A
3,500 6,000 4,750 4,750 4,750 4,750
6,000 6,000 8,750 7,750 7,000
E 15
工事名称
図面番号
図面名称
第３プラン地階機器配置図
縮尺
１／２５０
設計番号

ボンベ室
分析室
受水槽室
男子便所
女子便所
事務室
玄関
受変電室
タービン発電機室
苛性ソーダ貯槽
玄関ホール
洗煙排水処理室
工作室
男子ロッカ室
消火栓ユニット室
倉庫
エレベータ
炭酸ソーダ貯槽
塩化カルシウム貯槽
車路
機器冷却揚水ポンプ（1）（2）
ごみピット
プラント揚水ポンプ（1）（2）
噴射水加圧ポンプ（1）（2）
吹抜
反応槽
ろ過器
キレート樹脂槽
工作資材倉庫
脱衣室
灰出しコンベヤー室
自動始動発電機盤
空気圧縮機
発電機
エンジン
誘引送風機
浴室
プラント排水槽旋回ポンプ（1）（2）
非常発電機室
誘引送風機室
灰出し場
UP
MH
81,500
37,500
工事名称
図面番号
図面名称
第３プラント１階機器配置図
縮尺
１／２５０
設計番号

コントロールセンター室
仮眠室
データー処理室
中央制御室
タービン発電機
タービン
タービン室
タービン起動盤
第２凝沈槽
第１凝沈槽
苛性ソーダ貯槽
洗煙・排水処理
温水槽
ガス洗煙装置
男子便所
女子便所
会議室
ゲート油圧装置室
ゲート
プラットホーム
ごみピット
脱酸剤注入ポンプ
清缶剤注入ポンプ
サンプリング装置
エレベータ
プッシヤー油圧ユニット
乾燥ストーカ油圧ユニット
第１燃焼ストーカ油圧ユニット
ストーカ予備油圧ユニット
第２燃焼ストーカ油圧ユニット
後燃焼ストーカ油圧ユニット
脱気器給水ポンプ（１）（２）
ボイラ給水ポンプ（１）（２）
炉室
副中央制御室
灰ピット
灰クレーン制御盤
ゴミ汚水フィルター室
純粋装置室
給水補給ポンプ
中和槽撹拌機
フィルタープレス
燃焼切換ダンパ
汚泥供給槽
フィルタープレス室
二次ガス冷却塔
81,500
37,500
35,500
工事名称
図面番号
図面名称
第３プラント２階機器配置図
環境事業部穂谷川清掃工場
縮尺
１／２５０
設計番号

所長室
便所
倉庫
空調機械室
補助ボイラ室
吹抜
低圧蒸気コンデンサー（1）（2）
高圧蒸気だめ
高圧蒸気だめ
エレベータ
DN
UP
雑用コンプレッサ（1）
雑用コンプレッサ（2）
コンプレッサー機械室
空冷壁送風機室
空冷壁送風機
蒸発缶
公害測定器
ガス吸収塔
EP置場
高圧コンデンサ制御盤
電気集塵器制御盤
吹抜
プッシャー冷却用送風機
二次空気送風機
空気予熱器
二次ガス冷却塔
活性炭吸着塔
燃焼脱臭機械室
臭気吸引ファン
押込送風機
計装コンプレッサ（1）・（2）
工事名称
図面名称
第３プラント３階機器配置図
図面番号
環境事業部穂谷川清掃工場
縮尺
1／250
設計番号

7,000
7,000
5,000
7,000
4,000
4,500
5,500
6,000
3,000
4,250
5,500
4,250
3,500
6,000
4,750
4,750
4,750
4,750
4,500
4,500
37,500
H
G
F
E
D
C
B
A
クーリングタワー置場
吹抜
DN
UP
階段室
エレベータ
7
8
4階（上踊場）平面図
PS
DN
吹抜
倉庫
階段室
エレベータ機械室
DN
UP
ごみクレーン
吹抜
DN
吹抜
低圧蒸気コンデンサ
DN
吹抜
減湿用冷却塔
吹抜
高圧蒸気コンデンサ
吹抜
脱気器
炉室
ボイラ
エコノマイザ
EP入口ダンパ
電気集塵機
二次ガス冷却塔
4階（上部）平面図
4
5
6
7
8
9
10
11
11`
12
13
14
15
工事名称
図面番号
図面名称
第3プラント4階（上部）機器配置図
環境事業部穂谷川清掃工場
縮尺
1／250
設計番号

2,350
7,000
7,000
5,000
7,000
4,000
4,500
5,500
6,000
3,000
4,250
5,500
4,250
吹抜
吹抜
便所
UP
前室
倉庫
乾燥室
減湿用冷却塔置場
クレーン電気室
ごみクレーン操作室
バケット台
高圧蒸気コンデンサー
低圧蒸気コンデンサ
階段室
前室
EV
吹抜
前室
脱気器
ホッパーステージ
吹抜
ボイラ
エコノマイザ
EP電気集じん器
ホッパ
MH
クレーン置場
バケット台
UP
二次ガス冷却塔
7,000
7,000
5,000
7,000
3,100
2,500
8,400
6,000
7,250
5,500
4,250
3,500
6,000
4,750
4,750
4,750
4,750
6,000
6,000
8,750
7,750
7,000
H
G
F
E
D
C
B
A
4
5
6
7
8
9
10
11
11`
12
13
14
15
工事名称
図面番号
図面名称
第3プラント4階機器配置図
環境事業部穂谷川清掃工場
縮尺
1／250
設計番号

R階 平面図

| 工事名称 | | 図面番号 |
|---|---|---|
| 図面名称 **第３プラントＲ階平面図** | | 環境事業部穂谷川清掃工場 |
| 縮尺 １／２５０ | 設計番号 | |

穂谷川
N
出口２号門
駐車場
第３プラント
事務所
電気室
出口３号門
計量棟
第３プラント煙突
消火水槽
受入ピット
受入事務所（市民持込受付）
動物安置所（絆）
排水処理施設
動物焼却炉
ＮＯ１井戸ポンプ室
事務室
車両整備室
旧破砕処理施設
電気室
出入口
４号門
ＮＯ２井戸ポンプ
ひらかた夢工房
ストックヤード
自転車置場
自転車置場
管理棟
車庫
1号門
出入口
車庫
車庫
駐車場
工事名称
穂谷川清掃工場構内平面図
図面番号
図面名称
環境事業部穂谷川清掃工場
縮尺
1/1000
設計番号
西暦

# ごみの供給から燃焼制御・蒸気タービン発電まで

# コンピュータが的確にコントロール

● フローシート

## 設備概要

**● 受入供給設備**
- プラットホーム出入口エアカーテン……2基
- ごみ投入扉(観音開)……1基
- ごみ投入扉(2枚折はね上げ式)……3基
- ごみピット(3,000m³)……1基
- ごみクレーン(全自動式、計量装置付)……2基
- 給じんホッパ……1基

**● 燃焼設備**
- 給じん装置(プッシャ式)……1基
- 焼却炉本体(200t/24h/1炉)……1基
- 乾燥ストーカ(上向摺動式)……1基
- 第一燃焼ストーカ(上向摺動式)……1基
- 第二燃焼ストーカ(上向摺動式)……1基
- 後燃焼ストーカ(上向摺動式)……1基
- スタートバーナ装置……1式

**● 燃焼ガス冷却設備**
- 2胴式自然循環形廃熱ボイラ……1基
  - 蒸発量……24.9t/h
  - 最高使用圧力……23kg/cm²
  - 最高使用温度……300℃
  - 伝熱面積……約1,600m²
  - エコノマイザ……約250m²
  - スートブロワ……7基
  - 高圧蒸気コンデンサ(12.5t/h)……1基

**● 排ガス処理設備**
- 電気集じん器(3室、早期荷電装置付)……1基
- 湿式洗煙装置……1基
- 減湿冷却塔……1基
- 二次ガス冷却塔……1基

**● 通風設備**
- 押込送風機(580m³/min)……1基
- 蒸気式空気予熱器……1基
- 空冷壁冷却送風機(200m³/min)……1式
- 二次空気送風機(140m³/min)……1基
- 誘引送風機(2,150m³/min)……1基
- 加熱空気送風機(1,160m³/min)……1基
- 白防用空気予熱器……1基
- 煙突(2重筒式、80m高)……1基

**● 灰出設備**
- 湿式灰冷却装置(フライトコンベア式)……1基
- 振動コンベア……1基
- 灰コンベア……1基
- スプレッダ……1基
- 金属回収装置……1式
- 灰ピット……1基
- 金属ピット……1基
- 灰クレーン(計量装置付)……1基

**● 発電設備及び復水設備**
- 復水形蒸気タービン及び発電機……1基
  (1,500KW)
- 低圧蒸気コンデンサ(14t/h)……1基

**● 排水処理設備**
- 洗煙排水処理設備……1式
- プラント排水処理設備……1式
- ごみ汚水処理設備……1式
- 汚泥固化設備……1式

**● 計装設備**
- 自動制御装置……1式
- データ処理装置……1式
- 公害監視装置(HCℓ, SOx, NOx)……1式

**● その他設備**
- 脱臭設備……1式
- 補助ボイラ設備(給湯・暖房)……1式
- 非常用発電設備(240KW)……1基
- エレベータ設備……1基

# 処理工程概要図表

工業用水
苛性ソーダ
苛性ソーダ希釈貯槽
PAC
PAC希釈貯槽
凝集助剤
凝集助剤溶解貯槽
硫酸
硫酸希釈貯槽
次亜塩素酸ソーダ
次亜塩素酸ソーダ
希釈濃度
24→24%
希釈濃度
100%
希釈濃度
100→0.1%
希釈濃度
63→21%
希釈濃度
100→40%
第3プラント洗煙排水
第3プラント排水槽
ごみ収集車洗車排水
井戸ろ過逆洗排水
原水
原水貯槽
P1
計量槽1
急速攪拌槽1/2
緩速攪拌槽
凝集沈殿槽
PH調整槽
ポンプ槽
P2
計量槽2
混和槽
第2凝集槽
沈殿槽
中継槽1
P3
濾過塔
中継槽2
P202
一般キレート塔
水銀キレート塔
中継槽3
P204
フッ素キレート塔
中和槽
処理
PH計
PH計
PH計
汚泥濃縮槽
汚泥貯槽
第2汚泥貯槽
第3プラント
原水槽(攪拌用)・濾過塔及び一般キレート塔用逆洗空気
各自動弁用空気・他
ブロワ
コンプレッサー

| 工事名称 | | 図面番号 |
|---|---|---|
| 図面名称 排水処理施設平面図 | | 環境事業部穂谷川清掃工場 |
| 縮　尺 1/200 | 設計番号 | 西暦 |

# 委 託 履 行 場 所 位 置 図

委託名　穂谷川清掃工場焼却処理施設運転管理等業務委託